

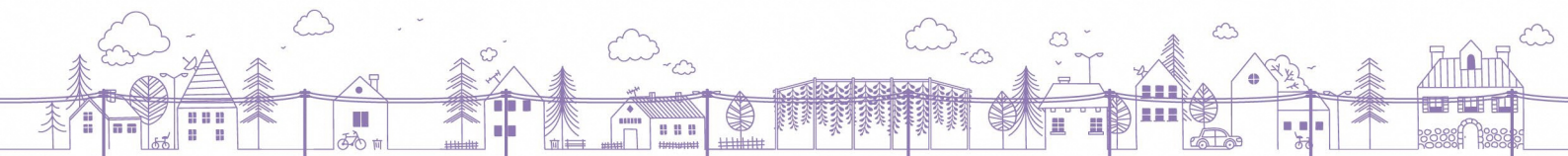
藤枝市無電柱化 推進計画



電柱をなくすとどうなる？
を、一緒に考えていきましょう。

令和6年3月

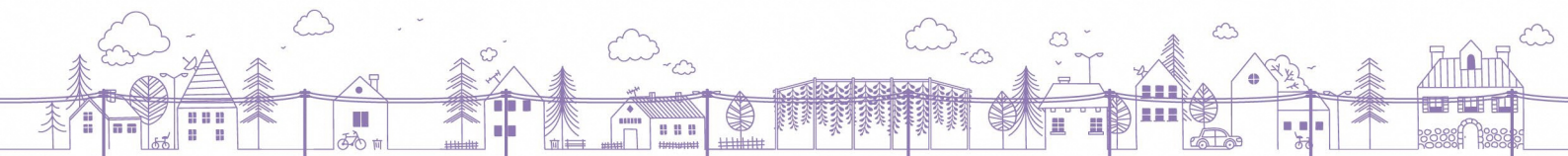




目次

第1章 はじめに	1
1. 背景と目的.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 藤枝版ローカルSDGsのとの関係性.....	3
第2章 無電柱化の現状	4
1. 国・静岡県の無電柱化の状況.....	4
2. 国・静岡県の無電柱化の取組.....	5
3. 市内における無電柱化の取組.....	7
第3章 無電柱化の推進に関する基本方針	10
第4章 計画期間と目標	12
1. 計画期間.....	12
2. 計画目標.....	12
3. 無電柱化推進路線と無電柱化計画路線.....	13
第5章 無電柱化の推進に向けた取組	23
1. 無電柱化の手法.....	23
2. 無電柱化の課題.....	29
3. 無電柱化の推進に向けた取組.....	31
第6章 進行管理	37
1. 進行管理.....	37
用語集	38





第1章 はじめに

1.背景と目的

道路上の電線・電柱は、都市景観を損ねる要因となるだけでなく、歩行者や車いすの通行の妨げとなっています。また、地震や台風等の災害時においては、電柱の倒壊により道路閉塞や電線切断を引き起こし、避難や救急活動、物資輸送の支障となるおそれがあります。

近年、気候変動に伴い台風や豪雨等が激甚化・頻発化しているとともに、南海トラフ地震等の大規模災害やそれに起因する原子力災害の発生が危惧されており、緊急輸送路や避難路など防災上重要な道路の無電柱化による安全性の向上など、都市の防災機能を強化する必要性が高まっています。

平成 28 年 12 月には「無電柱化の推進に関する法律（以下「無電柱化法」という。）」が施行され、無電柱化法第7条及び第8条第1項の規定に基づき、国では令和3年5月、静岡県では令和4年3月に「無電柱化推進計画」を策定しており、本市においても、こうした無電柱化を取り巻く状況の変化を捉え、積極的に無電柱化を推進する必要があります。

また、本市は、令和元年度に「ウォークブル推進都市」に参画し、都市機能が集積する中心市街地や旧東海道の宿場町に培われた歴史・文化的資源を有する旧市街地で、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりを推進しています。

さらに、藤枝市景観計画において、市を代表する「藤枝駅周辺」、「蓮華寺池公園周辺」、「岡部宿周辺」の景観形成を推進しており、無電柱化を通じて、より一層魅力ある景観まちづくりが求められています。

こうした状況を踏まえ、都市防災機能の強化や安全・安心で快適な歩行空間の創出、美しいまちなみの形成を図ることを目的として、無電柱化の推進に関する基本的な方針、目標、取組等を定めた『藤枝市無電柱化推進計画（以下「本計画」という。）』を策定し、無電柱化の総合的、計画的な推進を目指します。



図 1-1：無電柱化のイメージ
出典：静岡県提供資料より作成

2.計画の位置づけ

本計画は、無電柱化法第8条第2項の規定に基づく無電柱化推進計画として、国や静岡県の無電柱化推進計画を基本とし、上位計画である第6次藤枝市総合計画等を踏まえ、関連する個別計画と整合を図りながら、本市における無電柱化に関する基本的な方針や目標、取組等を定めるものです。

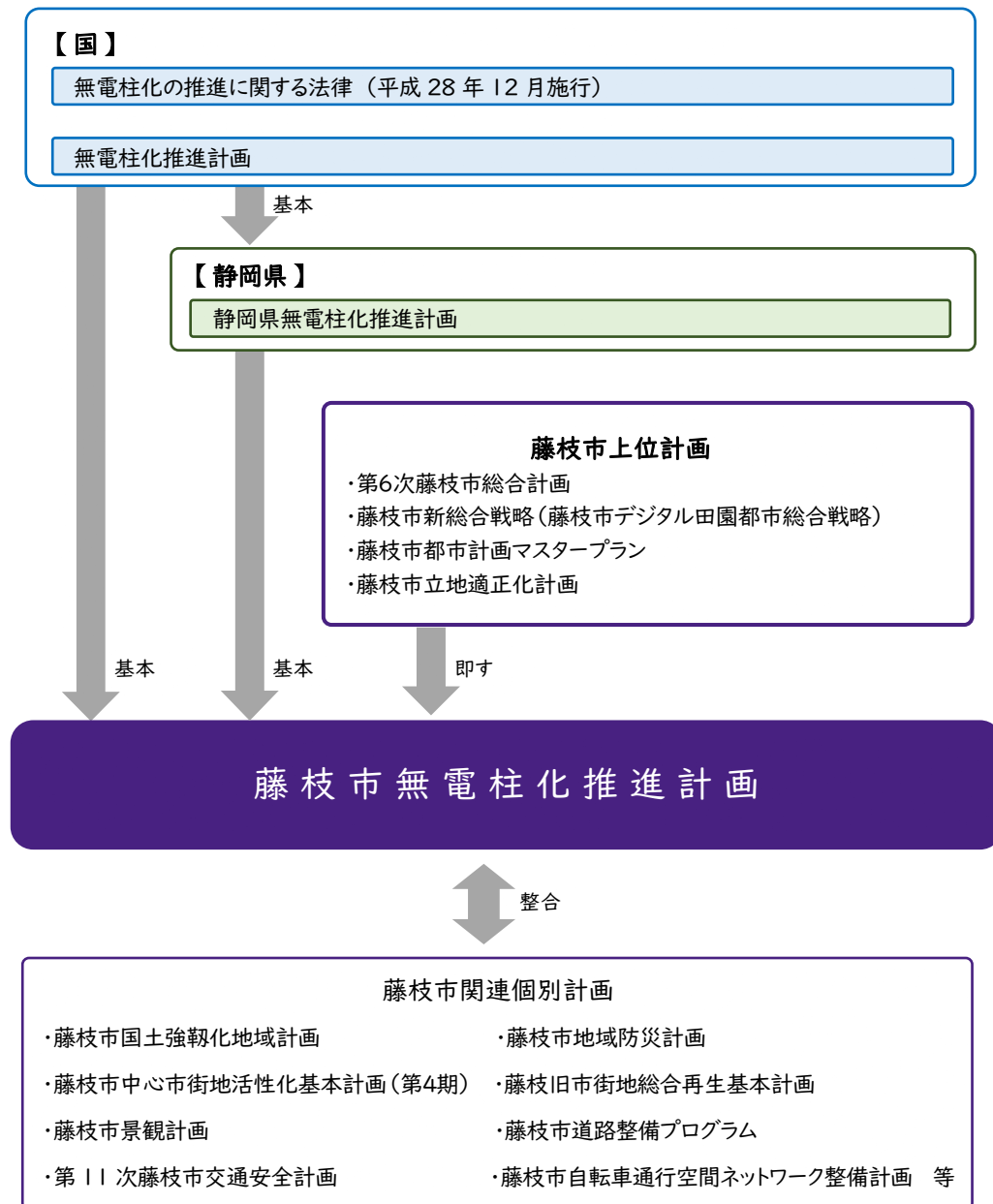
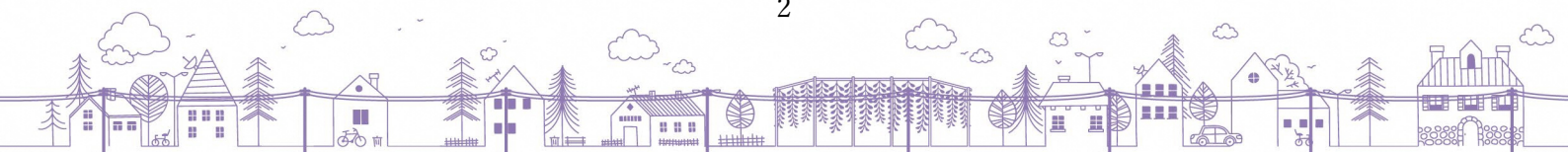


図1-2:計画の位置づけ



3. 藤枝版ローカルSDGsとの関係性

国際社会の共通目標であるSDGsの実現に寄与するため、本市として取り組むべき目標を、藤枝版ローカルSDGs(本市独自の17の目標)として設定し、持続可能なまちづくりを推進し、その達成を目指します。



【本計画に関連の深いもの】

1 誰もが自立して暮らせるまちをつくる	3 誰もが健康で元気なまちをつくる	8 力強い地域産業と多様な働き方を生み出す	11 災害に強く快適な居住環境をつくる	16 平和で安心して暮らせるまちをつくる	17 あらゆる主体が協働・協奏するまちをつくる
-------------------------------	-----------------------------	---------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	-----------------------------------



2.国・静岡県の無電柱化の取組

(1) 国の無電柱化の取組

国では、「防災・安全快適・景観」の観点から、昭和61年度より無電柱化に計画的に取り組み、令和2年度までに約11,700kmの整備を行ってきましたが、依然として、電柱は毎年増加傾向にあります。

また、近年の災害の激甚化・頻発化や高齢者の増加等により、その必要性が高まっている状況から、市街地等の緊急輸送道路の無電柱化の推進や事業のスピードアップ等により無電柱化を一層推進するべく、令和3年5月に新たな「無電柱化推進計画」を策定し、令和7年度までの5年間で、新たに約4,000kmの無電柱化に着手することを目標としています。

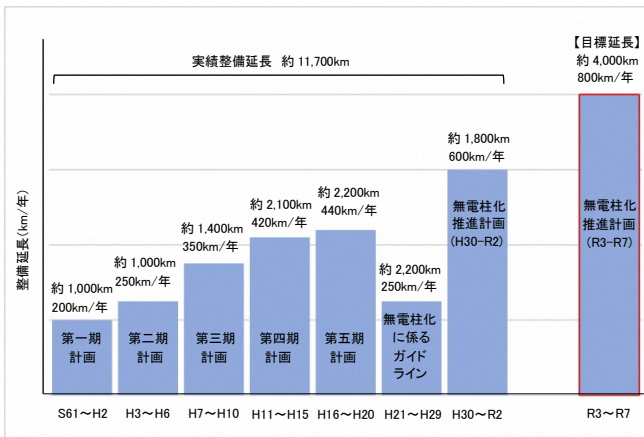


図 2-3: 無電柱化整備の推移と計画目標
出典:国土交通省 HP より作成

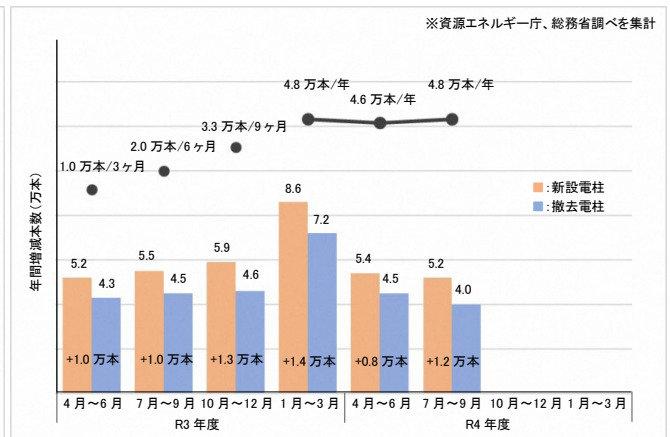


図 2-4: 電柱の年間増減本数
出典:国土交通省 HP より作成

第1 無電柱化の推進に関する基本的な方針

- 取組姿勢**
 - 新設電柱を増やさない
 - 特に緊急輸送道路については電柱を減少させる
 - 徹底したコスト縮減を推進し、限られた予算で無電柱化の実施延長を延ばす
 - 事業の更なるスピードアップを図る
- 適切な役割分担による無電柱化の推進**
 - 防災・強靱化目的**
 - 市街地の緊急輸送道路など道路の閉塞防止を目的とする区間は道路管理者が主体的に実施
 - 長期停電や通信障害の防止や、電線共同溝方式が困難な区間は電線管理者が主体的に実施
 - 上記の重複は道路管理者、電線管理者が連携し実施
 - 交通安全、景観形成・観光振興目的**
 - 安全・円滑な交通確保を目的とする区間、景観形成・観光振興を目的とする区間は道路管理者、地方公共団体等が主体的に実施
 - 道路事業や市街地開発事業等が実施される場合は、道路管理者、電線管理者、市街地開発事業等の施行者及び開発事業者が連携して実施
- 無電柱化の手法**
 - 電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、単独地中化方式、軒下配線、裏配線
- まちづくり等における無電柱化**
 - まちづくり等の計画においても無電柱化を位置づけ、地域の賑わいを創出するような道路空間の整備を推進
 - 無電柱化を実施する機会を捉え、舗装、照明等のデザインの刷新や自転車通行空間の確保など道路空間のリデザインを推進

第2 無電柱化推進計画の期間

2021年度から2025年度までの5年間

第3 無電柱化の推進に関する目標

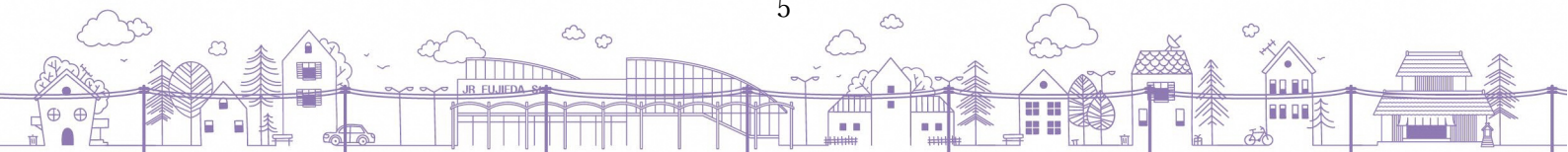
- 無電柱化の対策道路**
 - 防災**: 市街地の緊急輸送道路、長期停電や通信障害の防止の観点で必要な区間 等
 - 安全・円滑な交通確保**: バリアフリー法に基づく特定道路、通学路、歩行者利便増進道路 等
 - 景観形成・観光振興**: 世界遺産周辺、重要伝統的建造物群保存地区 等
- 計画目標・指標**
高い目標を掲げた前計画を継承

<進捗・達成状況を確認する指標>

- ①防災**
 - 電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化着手率 38%→52%
- ②安全・円滑な交通確保**
 - 特定道路における無電柱化着手率 31%→38%
- ③景観形成・観光振興**
 - 世界文化遺産周辺の無電柱化着手地区数 37→46地区
 - 重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化着手地区数 56→67地区
 - 歴史まちづくり法重点地区の無電柱化着手地区数 46→58地区

目標を達成するため、「防災・減災、国土強靱化のための加速化対策」で着手する約2,400kmも含め、新たに4,000kmの無電柱化が必要
そのほか、電線管理者(長期停電や通信障害の防止の観点)や開発事業者による無電柱化あり

図 2-5: 国の無電柱化推進計画概要
出典:国土交通省 HP より作成



(2) 静岡県の無電柱化の取組

静岡県では、昭和61年度から無電柱化に着手し、「防災・安全円滑・景観」の観点から、令和2年度末時点で約176kmの整備が完了しています。

令和4年3月に「静岡県無電柱化推進計画」を策定し、緊急輸送路など防災上重要な道路、通学路等の交通安全上重要な道路及び景観形成上重要な道路の無電柱化を推進しています。

目標指標を、令和7年度までに新たに無電柱化事業に着手する延長(72km)とし、分野別の参考指標として「防災:都市部(DID内)の緊急輸送路」、「安全・円滑な交通確保:バリアフリー化が必要な道路」、「景観形成・観光振興:良好な景観形成に資する主要な道路」の道路延長を示しています。

基本方針

- 災害発生時に救急・救援活動や避難等に使用する道路について、地震や突風に伴う電柱の倒壊による道路の閉塞を防ぎ、円滑な救急・救援活動や避難を支援するため、**緊急輸送路や避難路などの防災上重要な道路の無電柱化を推進**します。
- 林立する電柱により歩行者や車いす利用者の通行が妨げられている道路について、安全で円滑な歩行空間を確保するため、**バリアフリー重点整備地区の道路や通学路などの交通安全上重要な道路の無電柱化を推進**します。
- 電柱や張り巡らされた電線により景観が阻害されている道路について、**良好な景観の形成や観光振興のため、景観形成上重要な道路の無電柱化を推進**します。

図 2-6: 無電柱化の推進に関する基本方針
出典: 静岡県無電柱化推進計画

第5章 静岡県無電柱化推進計画の期間と目標

第5章 静岡県無電柱化推進計画の期間と目標

1 計画期間

本計画における計画期間を以下に示します。

計画期間	2022年度から2025年度までの4年間
------	----------------------

2 目標指標

本計画における目標指標を以下に示します。

目標指標	新たに無電柱化事業に着手する延長 [※]	72 km
------	-------------------------------	-------

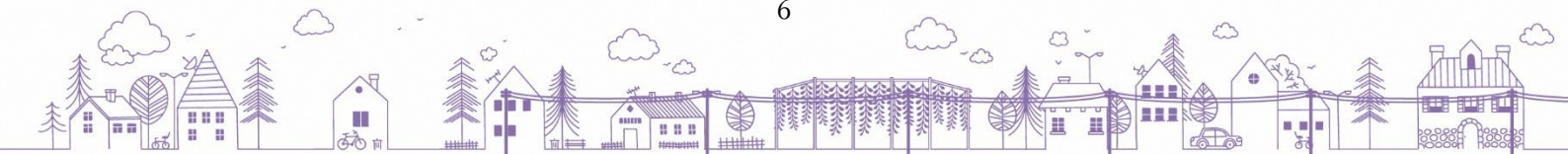
※ 設計や測量業務等に着手する延長

【参考指標】 無電柱化を着実に推進するため、分野別の道路延長を以下に示します。

分野別の道路延長 (無電柱化)着手率 ^{※1}	[2021] [2025]	
	1 防災 都市部(DID内)の緊急輸送路	62 km → 82 km (8% → 10%)
2 安全・円滑な交通確保 バリアフリー化が必要な道路 ^{※2}	53 km → 56 km (21% → 23%)	
3 景観形成・観光振興 良好な景観形成に資する主要な道路 ^{※3}	11 km → 13 km (16% → 19%)	

※1 無電柱化済み、または無電柱化の工事に着手済みの延長の割合
 ※2 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく特定道路及び移動等円滑化基本構想に位置付けられた生活関連経路等のバリアフリー化が必要な道路
 ※3 市町が定める景観計画区域のうち、重点的に良好な景観の形成を推進する必要があると認める地区(重点地区)内にある国道及び県道

図 2-7: 静岡県無電柱化推進計画の期間と目標
出典: 静岡県無電柱化推進計画



3.市内における無電柱化の取組

本市では、これまでにJR 藤枝駅(以下「藤枝駅」という。)北口と岡部支所周辺の2か所で無電柱化が完了しており、現在、静岡県が藤枝駅北口周辺の県道上青島焼津線と県道藤枝停車場線において、無電柱化整備を進めています。また、無電柱化の推進に向けた取組として、道路法第37条の規定に基づき、新設電柱の占用を制限する措置を実施しています。

(1) 無電柱化済みの路線

① 藤枝駅北口の無電柱化

本市の中心市街地である藤枝駅周辺は、商業施設や公共施設などが集積し、車や人の往来が多いエリアです。藤枝駅北口周辺の安全で快適な歩行空間を確保し、都市防災や都市景観の向上を図るため、ロータリーや南北自由通路の整備とともに、平成14年度に市道藤枝駅喜多町線(約0.12km)の無電柱化が完了しました。



② 岡部支所周辺の無電柱化

岡部支所や商店街に面する都市計画道路岡部中央幹線は、旧東海道であり地域のシンボリックな道路でしたが、十分な歩道が確保されておらず、必ずしも安全ではありませんでした。

そこで、静岡県・市・地域住民が一体となって、街路事業による魅力あるまちづくりや景観形成を図るため、道路整備と合わせた無電柱化(約0.42km)を行い、平成23年度に地域のシンボルロードとして完成しました。



(2) 無電柱化事業中の路線

本市の中心市街地において、安全で快適な歩行空間の確保、都市景観の向上、防災性の向上のため、藤枝駅北口周辺の県道上青島焼津線や県道藤枝停車場線の無電柱化整備を進めています。

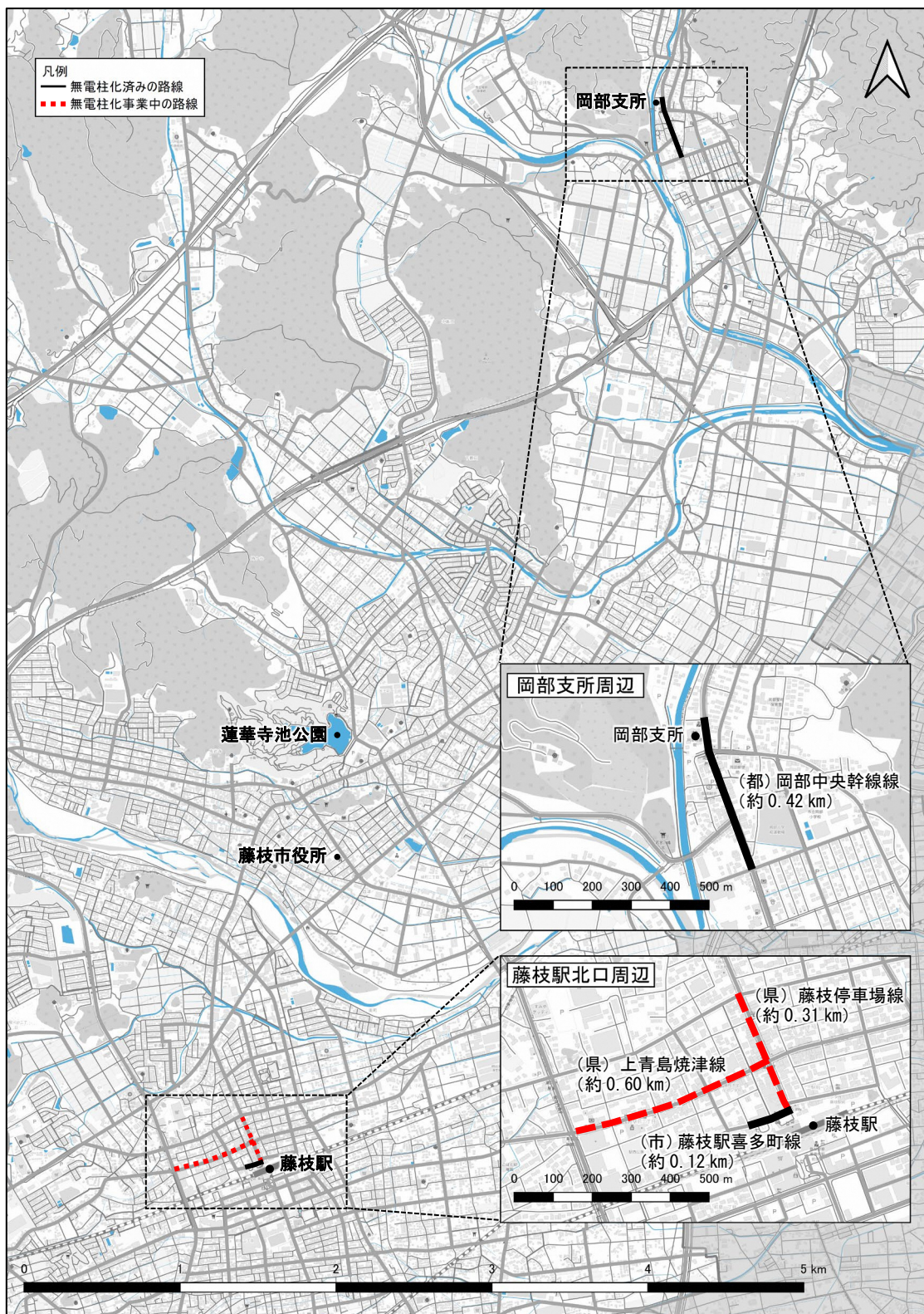
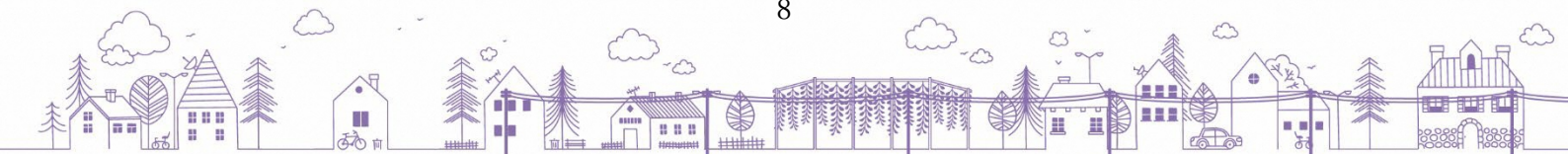


図 2-8: 市内の無電柱化の現状



(3) 無電柱化推進に向けた取組（道路法第37条の規定に基づく占用制限）

本市では、国や静岡県と連携し、市内の緊急輸送路において、防災上の観点から道路法第37条の規定に基づく新設電柱の占用を制限する措置を実施しています。なお、市が管理する緊急輸送路については、平成30年4月1日から占用制限を開始しています。

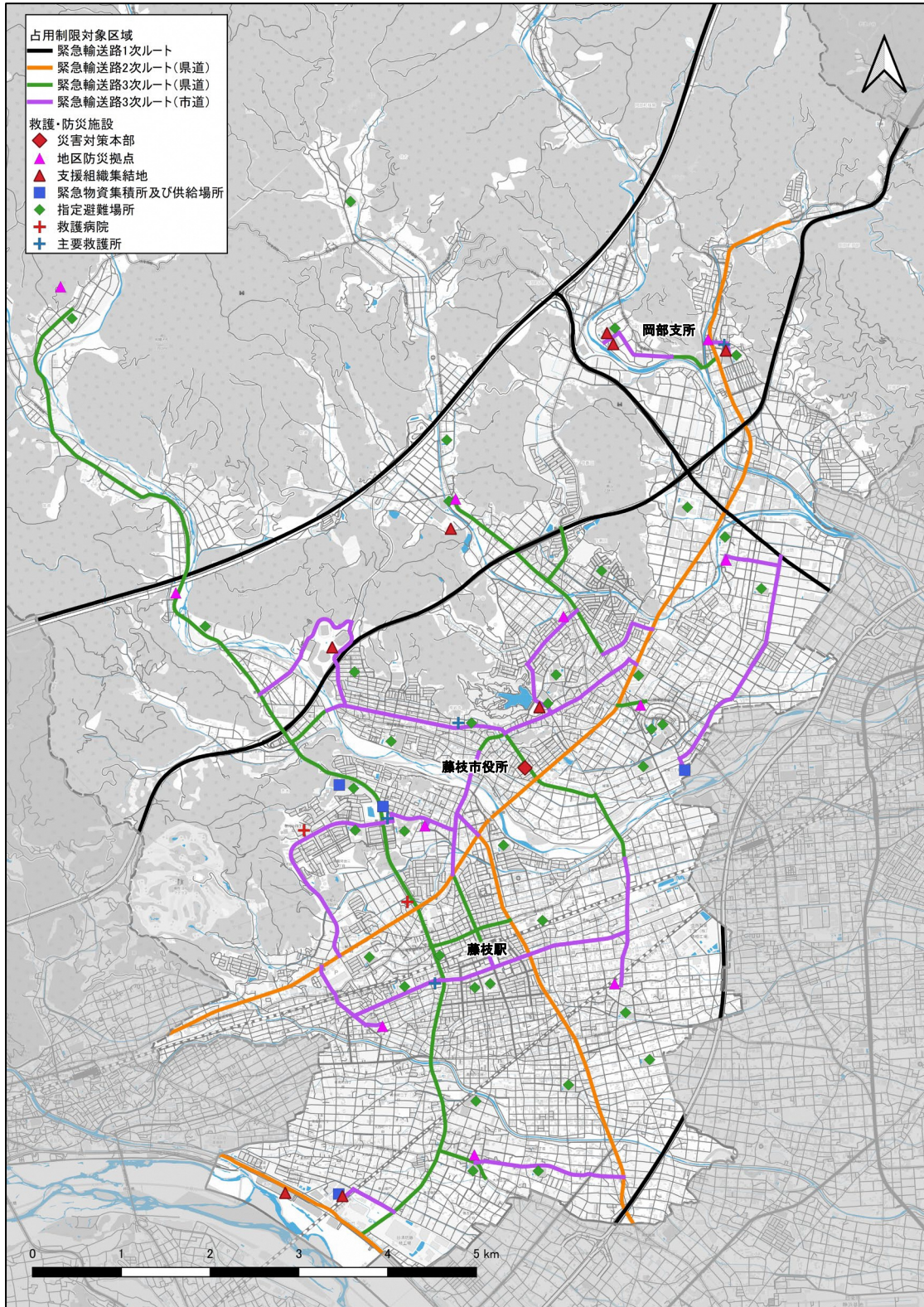


図2-9:道路法第37条の規定に基づく占用制限対象区域



第3章 無電柱化の推進に関する基本方針

国や静岡県の無電柱化推進計画を踏まえ、本市の上位・関連計画等を勘案し、本計画の基本方針を「防災」、「安全・快適」、「景観・観光」の3視点として、無電柱化の推進を図ります。

○国・静岡県の基本方針

基本方針1: 防災

・緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路など防災上重要な道路

基本方針2: 安全・円滑な交通確保

・バリアフリー重点地区や商店街、学校周辺など交通安全上重要な道路

基本方針3: 景観形成・観光振興

・景観形成や観光振興上重要な道路

上位計画の無電柱化に関する内容

第6次藤枝市総合計画 / 藤枝市新総合戦略(藤枝市デジタル田園都市総合戦略)

- ・災害に強い健全な市街地の形成
- ・居心地が良く歩きたくなる都市空間づくり、街なかの活動・交流機会の創出
- ・美しく品格ある都市景観の創出

藤枝市都市計画マスタープラン

- ・避難場所・避難路の確保（幹線道路を避難路とするための無電柱化を推進）
- ・シンボルロードの整備（中心市街地と藤枝地区商業地の交流促進）
- ・都市景観の形成（道路景観など無電柱化を検討）

藤枝市立地適正化計画

- ・都市拠点(都市機能誘導区域)の安全快適な歩行者通行空間確保による移動の円滑化
- ・文化交流拠点(都市機能誘導区域)の人々の回遊の創出

関連計画の無電柱化に関する内容

藤枝市国土強靱化地域計画 緊急輸送路の確保

藤枝市地域防災計画 防災上重要な経路の無電柱化の促進

藤枝市中心市街地活性化基本計画(第4期)

藤枝駅南口周辺道路無電柱化促進事業 / 藤枝駅前歩行者利便増進道路検討事業

藤枝旧市街地総合再生基本計画

誰もが快適な歩行空間の創出、まちの防災性向上、良好な都市景観形成のための無電柱化の推進
主要道路である藤枝駅広幡線等の無電柱化を推進

藤枝市景観計画

景観形成重点地区の無電柱化の推進(藤枝駅周辺、蓮華寺池公園周辺、岡部宿周辺)
バリアフリー計画路線の無電柱化 / 大旅籠柏屋周辺の無電柱化の推進

藤枝市道路整備プログラム

大規模災害に備えた道路ネットワークや無電柱化の整備 / 居住環境の向上に資する道路整備

藤枝市自転車通行空間ネットワーク整備計画 自転車走行空間の確保

第11次藤枝市交通安全計画 安全で快適な通行空間の確保

基本方針

基本方針1

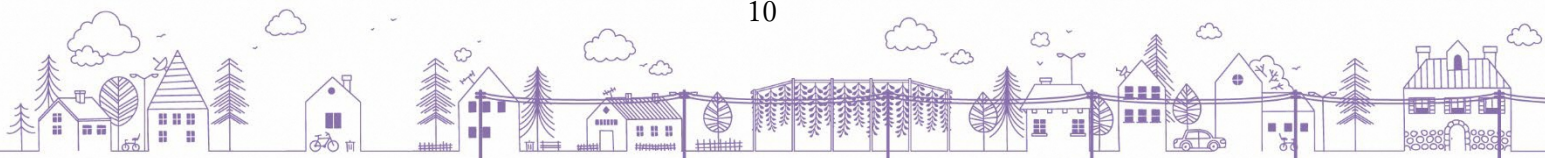
『災害に強い
都市空間づくり』

基本方針2

『安全で居心地が良く
歩きたくなる道路空間づくり』

基本方針3

『品格と魅力ある
都市景観づくり』



基本方針1：災害に強い都市空間づくり

○ 緊急輸送路などの防災機能を強化し、災害に強い都市空間を創出します。

無電柱化の推進により、地震や台風などの災害時における電柱倒壊による道路閉塞等の二次被害を防ぎ、発災直後から救援活動や応急復旧を速やかに展開できる、災害に強い都市空間の形成を目指します。



市道青島西線 無電柱化イメージ

基本方針2：安全で居心地が良く歩きたくなる道路空間づくり

○ 誰にとっても安全・快適で、人の賑わいが生まれる道路空間を創出します。

無電柱化の推進により、高齢者や車いす・ベビーカー利用者をはじめとして、誰もが安全で快適に通行できる歩行空間を整備するとともに、安全な道路空間を活用して賑わいの創出を図り、居心地が良く歩きたくなるまちなかの形成を目指します。



市道藤枝駅吉永線 無電柱化イメージ

基本方針3：品格と魅力ある都市景観づくり

○ 地域資源を活かした来訪者が巡りたくなるような魅力的な都市景観を創出します。

本市の玄関口にふさわしい藤枝駅周辺の都市景観や、旧東海道の歴史文化や四季折々の自然が織りなす美しい景観など、本市特有の地域資源周辺において、景観を阻害する電柱や電線をなくし、更なる魅力向上による観光資源化を図り、誰もが訪れたくなる美しいまちなみの形成を目指します。



県道藤枝静岡線 無電柱化イメージ

